

## 令和6年度甲種防火管理再講習の案内

不特定多数の方々が入り出る防火対象物の甲種防火管理者に5年ごとの再講習が義務付けられております。このため次のとおり甲種防火管理「再講習」を実施しますので案内いたします。

なお、講習は年1回の実施となります。再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者の選任資格を有しないこととなりますので、ご注意ください。

### 記

- 1 再講習を受けなければならない防火管理者  
建物全体の収容人員（算定方法は消防法施行規則で用途ごとに定められています。）が300人以上の特定防火対象物で甲種防火管理者に選任されている方  
※ 特定防火対象物とは、劇場、集会場、遊技場、スーパーマーケット、物品販売業を営む店舗、ホテル、病院、老人福祉施設などの防火対象物をいう。
- 2 講習日時 令和6年6月14日（金）  
9時00分～11時30分（休憩時間を設けています。）
- 3 受付時間 8時45分～8時55分
- 4 会 場 由利本荘市市民交流学習センター  
2階第1研修室  
由利本荘市上大野16番地 ☎ 24-4344
- 5 受講料 2,500円（テキスト代など）  
受講料は、申し込み後1週間以内に直接指定の口座（受講票に記載）にお振込みしてください。
- 6 申込期間 令和6年5月13日（月）～5月31日（金） ※土日を除く  
午前9時から午後5時まで  
※申込期間外及び時間外の受付はできません。（電子メール含む）
- 7 対象者 由利本荘市内の事業所（防火対象物）に勤務されている方
- 8 申込先 由利本荘市消防本部予防課、**防火対象物が所在する消防署、分署へ直接提出してください。**また、電子メールでの申し込みも可能です。  
※申し込みの際に、確実に連絡が取れる連絡先の記入をお願いいたします。

由利本荘市消防本部予防課 [fdhonbu-yobo<sup>いち</sup>1@city.yurihonjo.<sup>エル</sup>lg.jp](mailto:fdhonbu-yobo1@city.yurihonjo.lg.jp)

由利本荘市美倉町 2 7 番地 2	消防本部予防課	☎	22-4287
〃	消 防 署	☎	22-0011
〃 矢島町元町字大川原 1 2 7 番地 1	矢 島 分 署	☎	55-2111
〃 岩城二古字狐森 6 6 番地 5	岩 城 分 署	☎	73-2100
〃 前郷字上川原 1 1 番地	由 利 分 署	☎	53-3119
〃 徳沢字才ノ神 1 0 2 番地	大 内 分 署	☎	65-2020
〃 東由利老方字橋脇 1 1 2 番地	東 由 利 分 署	☎	69-2214
〃 西目町沼田字新道下 2 番地 5 3 6	西 目 分 署	☎	33-2350
〃 鳥海町上笹子字石神 9 2 番地 1	鳥 海 分 署	☎	59-2199

9 申込み方法 受講申し込み時に防火管理講習修了証の写しを添付してください。

10 修了証の交付 講習修了者に修了証を交付します。

11 その他

- テキストは当日会場でお渡しします。
- 筆記用具は各自持参してください。
- 講習会場での飲食は可能です。
- 講習会場敷地内は禁煙です。
- 駐車場は当会場の前と後ろにあります。駐車場で起きた事故の責任は負いません。
- 欠席されても受講料（テキスト代など）はお返しできませんのでご注意ください。
- 受講者の変更は可能ですが、欠席される場合は必ずご連絡くださるようお願いいたします。

12 問合せ先 由利本荘市消防本部予防課 ☎ 22-4287